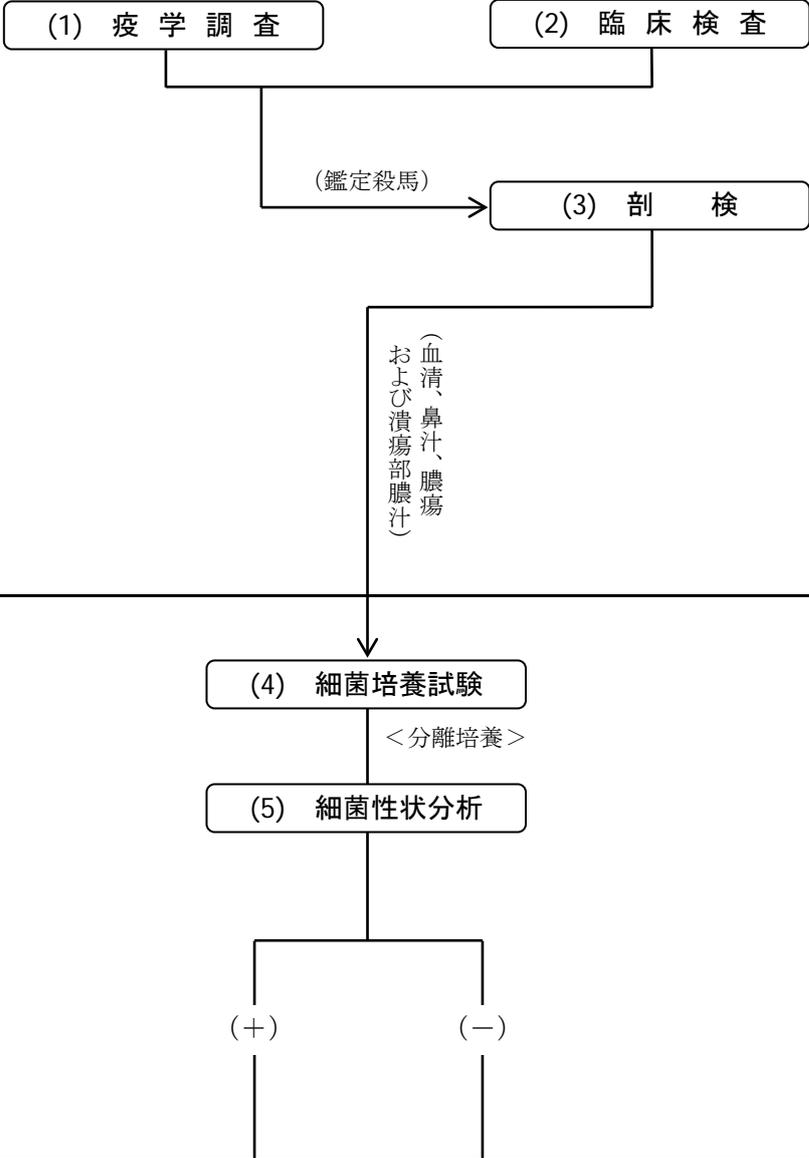


143 鼻 疽〔法〕

担当	検 査 チ ャ ー ト
家畜保健衛生所	
病性鑑定施設	<p>(4) 細菌培養試験</p> <p>&lt;分離培養&gt;</p> <p>(5) 細菌性状分析</p> <p>(+)                      (-)</p>
判定・結果	<p>(専門機関へ依頼)                      (-)</p>
最終判定	<p>病原体検出判定(細菌培養試験・細菌性状分析)で(+)となった場合は最終的な菌種同定を専門機関に依頼し、鼻疽菌と同定された場合に本病とする。</p>
その他	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 細菌検査に鑑定殺材料を使用する。</li> <li>2. 分離された菌の性状から本疾病であることが疑われる場合、最終的な菌種同定は動物衛生研究所等の専門機関へ依頼する。</li> <li>3. 鼻疽菌は感染症法の三種病原体等に指定されており、同法の規制の対象となる。</li> </ol>

→類似疾病検査

145 類鼻疽

○ 病原体: *Burkholderia mallei*

(1) 疫学調査

- ① 非常在地へ侵入した場合、急性の経過をとる。
- ② 馬、ラクダ、ロバ、ラバ、狼、犬、野生動物が感染(人獣共通感染症)。牛、めん羊、豚は抵抗性
- ③ 東南アジア、アフリカ、南米で発生
- ④ 感染した動物の気道、皮膚からの分泌物を介して、動物間および動物から人への経口、経鼻、創傷直接感染がある。

(2) 臨床検査

(急性型)

- ① 発熱
- ② 貧血、黄疸、浮腫、鼻漏
- ③ 鼻腔の鼻疽性結節、潰瘍
- ④ 皮膚の念珠状索腫、化膿、潰瘍
- ⑤ 体表リンパ節の腫脹
- ⑥ 通常 2 週間～1 ヶ月以内に死亡

(慢性型)

- ① 特徴的な症状はない。
- ① 長期にわたり発症と回復を繰り返す。

(3) 剖 検

菌分離のための材料採取は、解剖施設内の汚染を防ぐため、切開など必要最小限にとどめる。

- ① 血清
- ② 鼻汁
- ③ 膿瘍および潰瘍部膿汁

検査材料の送付には、感染性危険物の搬送に適した密閉した容器を用いること。

(4) 細菌培養試験(分離培養)

菌分離には、3%グリセリン寒天培地(pH6.0)あるいは0.5%馬血液加寒天培地を用いる。

(5) 細菌性状分析

(分離菌の性状)

菌 種	運動性	42℃での発育	マツコンキー寒天での発育	オキシダーゼ	寒天での発育	シモンズクエン酸塩	発育	KCN培地での	カゼイン加水分解
<i>B. mallei</i>	-	-	-	-	-	-	-	-	-
<i>B. pseudomallei</i>	+	+	+	+	+	+	+	+	+

その他:

(マレイン反応)

- ① 眼瞼皮内接種反応
- ② 点眼反応
- ③ 皮下接種反応

マレイン反応に用いる抗原は、我が国では入手できない。

(動物接種試験)

雄のモルモットの腹腔内に菌を接種すると、3～4日以内に精巣炎を起こす(Straus 反応)。

(抗体検査)

- ① 補体結合反応
- ② ELISA 反応
- ③ ローズベンガル平板凝集反応

抗体検査に用いるいずれの抗原も我が国では市販されていない。

(注意)

鼻疽菌は人獣共通感染症の病原体であり、病的材料の取扱いは予防衣、手袋、マスク、ゴーグル等の個人防護および十分な封じ込め条件下で行う。

(参考文献)

- Manual of Diagnostic Tests and Vaccines for Terrestrial Animals, 7th ed. OIE (2012).
- 堀野敦子: 病原体検出マニュアル. 国立感染症研究所 (2011).  
<http://www.nih.go.jp/niid/images/lab-manual/bmallei-2.pdf>